

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	9 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

申立期間の国民年金保険料は自分がA銀行で納付していたはずである。昭和60年4月に、資格喪失の手続をすることは絶対に無いと思うので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金加入期間の国民年金保険料をすべて納付しているとともに、申立期間は12か月と短期間である。

また、オンライン記録によると、昭和60年4月に国民年金の資格喪失とされているが、申立人は資格喪失の手続を行った記憶は無いと述べているところ、申立期間の前後を通じて申立人の住所やその夫の職業に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないことから、申立人が申立期間に任意加入の資格を喪失させる特段の理由は見当たらない。

さらに、申立期間直前の昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料が過年度納付されていることが確認できるが、仮に申立人が同年4月24日に国民年金任意加入の資格喪失申出書を提出したとした場合、国民年金保険料の納付意思が無い申立人が、その後過去の未納となっている国民年金保険料をさかのぼって納付することは不自然である。

加えて、加入手続の際に交付されたとする申立人が唯一所持している年金手帳にも資格喪失日の記載は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで  
年金の加入案内があった時に、「将来困らないように納めたから」と母親から言われたことを記憶している。申立期間が未納となっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間である。

また、申立期間当時、申立人の国民年金加入手続及び保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度発足当時の昭和36年4月からすべての期間の国民年金保険料を納付している上、前納期間も見受けられることから、保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年3月に払い出されており、それ以前に申立人に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、このころに初めて申立人の加入手続が行われ、49年4月1日までさかのぼって被保険者資格を取得したものと考えられ、申立人が当時居住していた県内では、この加入手続時点において、申立期間の保険料は過年度納付が可能であり、納付意識が高かった申立人の母親が申立期間の保険料を過年度納付したと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年8月1日に、資格喪失日に係る記録を39年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を38年8月は1万円、同年9月は1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円、39年1月及び同年2月は1万2,000円、同年3月は1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年8月1日から39年4月1日まで

私は結婚を機に、夫が以前から勤務していたA社に昭和38年8月1日から正社員として働き、夫が39年4月1日付けで転職のため退職したので、私も一緒に退職した。私が持っている同社の給与明細書からは社会保険料が控除されているにもかかわらず、申立期間が同社での厚生年金保険被保険者期間となっていない。給与明細書からも分かるように保険料控除がされているので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している昭和38年8月分から39年3月分までの給与明細書により、申立人が申立期間において、A社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における申立期間の給料支払明細書の保険料控除額から、昭和38年8月は1万円、同年9月は1万2,000円、同年10月から同年12月までは1万4,000円、39年1月及び同年2月は1万2,000円、同年3月は1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、不明と回答しているが、申立期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所(当時)の記録が失われたことは考えられない上、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、被保険者資格の喪失届を提出する機会があったことになるが、いずれの機会においても社会保険事務所

が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和38年8月から39年3月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年5月から52年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月から52年4月まで  
会社を退職した昭和45年5月ごろ、母親が加入手続を行い保険料を納付してくれたはずだ。当時は婚約期間中であつたので、夫と兄も知っているはずだ。また、昭和46年5月の結婚後は、私が加入手続を行い、保険料を納付している。申立期間が未加入とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が昭和45年5月ごろに加入手続を行い、46年5月の結婚後は、申立人自身が任意加入手続をしたと述べているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は52年6月ごろに払い出され、同年5月に任意加入者として資格取得されていること、及び申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立人の加入手続はこのころに行われたものと考えられ、その時点では、申立期間は未加入期間で国民年金保険料が納付できない期間であり、申立人に対して保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人は病気療養中のため、申立期間当時の状況が確認できない上、申立人の母親及び兄は既に死亡しており、申立人及びその夫も申立期間当時の記憶が曖昧であるなど関係人から証言が得られず、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年7月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年7月から同年10月まで

昭和62年8月ごろ、私がA社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続をした。保険料は同事務所の窓口で現金で納付した。社会保険事務所（当時）や年金制度を信用しきっており、義務だと思い、何の疑いもなく納付していたので、申立期間が未加入であることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、平成元年4月に払い出され、同年2月1日に資格取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、納付書が発行されることは無く、申立人に対してB町（現在は、C市）役場による保険料の徴収は無かったものと考えられる。

また、申立人はA社会保険事務所で国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとしているが、申立期間当時、社会保険事務所の窓口では加入手続業務及び現年度保険料の収納業務を行っていない上、A社会保険事務所は昭和63年に開設されているため、申立期間当時は存在しなかったことから、申立人の主張は不合理である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない上、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年10月から9年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年10月から9年6月まで  
24歳のころ、国民年金保険料を4年分さかのぼってまとめて納付した。まとめて納付した金額は50万円ほどだったと記憶している。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、24歳のころ、国民年金保険料を4年分さかのぼってまとめて納付したと述べているが、申立人は平成11年2月に交付された年金手帳を所持している上、申立期間直後の9年7月から11年3月までの国民年金保険料がさかのぼって納付されていることが確認できることから、申立人の国民年金加入手続はそのころに行われたと推認でき、その時期を基準とすると、申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、現在所持している1冊の年金手帳以外に交付を受けたことが無いと述べており、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、関係人の証言を得られないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 9 月 1 日から 51 年 1 月 1 日まで

A 県に在った B 社にトラック運転手として入社した。妹も同じ会社で働いていた。A 県に住んでいた時に男の子が二人生まれ、出産金をもらった記憶があるので厚生年金保険、健康保険に加入していたはずだ。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間について B 社に勤務していたことは、申立人に係る事業所名を特定できない雇用保険の加入記録及び当時の同僚の供述から推認できる。

しかしながら、複数の同僚は、「当時従業員は 20 名から 30 名いた。」旨の供述をしているところ、事業所別被保険者名簿では、厚生年金保険被保険者が 11 名であることが確認でき、このことから、当時、B 社では、すべての従業員を被保険者とする扱いではなかったことがうかがわれる。

また、上記の被保険者名簿については、申立期間における被保険者整理番号に欠番は無い上、申立人の氏名は見当たらない。

さらに、B 社は昭和 51 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主とは連絡が取れず、社会保険担当者も、「申立人の厚生年金保険加入届を申立てどおり提出したか、また、保険料を控除したかは不明である。」と供述していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年1月12日から同年4月1日まで

昭和20年\*月\*日に甲板員見習として乗船していたA船がB軍に撃沈され、C国に流れ着いた。陸路でD市（現在は、E市）に移動し、D市からF船に乗船した後、G国に上陸した。その後、現地でH船に乗船中に終戦を迎えた。船員保険の加入記録は、同年1月12日から同年4月1日まで空白期間になっているが、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、甲板員見習として乗船していたI社（現在は、J社）のA船が昭和20年\*月\*日に沈没した後、G国に上陸して現地で働いていた同年4月1日までの期間も給与が支払われていたと申し立てている。

しかしながら、昭和20年に改正された船員保険法（昭和20年法律第24号）により、船員保険の被保険者の範囲が拡大されて、下船中の船員も被保険者となるのは同年4月1日からであることから、同年3月31日までは、下船中の船員は被保険者となることはできない期間であると認められる。

また、申立人は、「F船には乗組員として乗船していない。」、「G国に上陸してから、昭和20年4月1日までの期間に乗船した船舶は無い。」と供述していることから、申立人は、A船が沈没した後、下船中の船員も船員保険の対象となった同年4月1日までの期間においては、船員保険に加入できなかったものと考えてのが相当である。

さらに、船員保険被保険者台帳から、申立人及び申立人と一緒にA船に乗船し、当該船舶における記録が確認できる同僚の資格喪失日は、昭和20年1月12日であることが確認できる。

加えて、J社には当時の資料は保存されておらず、当時の事情は不明と回答している上、当時、A船が管理下にあったK会は既に解散していることから、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認することができない。

このほかに、申立人の申立期間における船員保険料について確認できる関連

資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 8 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

昭和 40 年に A 社の販売会社である B 社に入社した。44 年 6 月ごろから C 社に転職する話があり、同年 8 月に B 社を退職する予定であったが、都合により同年 9 月 28 日か 29 日に退職し、同年 10 月 7 日に C 社に入社した。しかし、B 社を退職するまでの 2 か月間に係る厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 44 年 9 月まで B 社に勤務していたと主張している。

しかしながら、昭和 44 年 6 月に B 社に入社した同僚は、「申立人は、自分が入社した 1 か月から 2 か月後に退職し、C 社に再就職した。」と証言している。

また、B 社に係る申立人の雇用保険被保険者記録の離職日は、昭和 44 年 7 月 31 日であり、厚生年金保険の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録の離職日の翌日である同年 8 月 1 日となっており、雇用保険と厚生年金保険の手続は一致している。

さらに、転職先の C 社に係る申立人の雇用保険の資格取得日は昭和 44 年 8 月 16 日であることが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間において B 社に勤務していなかったことがうかがえる。

加えて、B 社は現存しておらず、当時の事業主及び役員の所在も不明であることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 8 月 4 日から 59 年 1 月 6 日まで  
嫁ぎ先のA社で、昭和 58 年 1 月 6 日から 62 年 7 月 26 日まで継続して勤務した。しかし、58 年 8 月 4 日から 59 年 1 月 6 日までの期間が空白になっているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「嫁ぎ先のA社で、昭和 58 年 1 月 6 日から 62 年 7 月 26 日まで継続して勤務した。」と述べている。

しかしながら、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人は昭和 58 年 8 月 4 日に被保険者資格を喪失していること、及び日付は確認できないが健康保険証を返納していることが確認できる上、59 年 1 月 6 日付けで再度、同社で被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、A社に係る申立人の夫の健康保険厚生年金保険被保険者原票の被扶養者氏名欄には、昭和 60 年\*月\*日生まれの長女の記載より前に、二重線で消された申立人の氏名の記載が確認できることから、扶養の開始年月日及び扶養の終了年月日は特定できないものの、申立人は一定期間、夫に係る健康保険の被扶養者とされていたことが推認できる。

さらに、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は死亡している上、事務を担当していた申立人の義母は高齢のため証言を得ることができない。

加えて、オンライン記録から、申立期間にA社において被保険者であった14名に照会したところ、回答のあった9名のうち、1名が申立人のことを覚えていたが、申立人の申立期間における勤務実態及び社会保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正7年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から19年10月1日まで  
昭和12年3月に現在のA高校を卒業し、同年4月からB社C工場に勤務し、20年まで現場においてモーターの製作に従事していた。同社では、17年6月1日から年金加入が始まっており、当然、私もその時から加入しているはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社から提出された退職者索引により、申立人は昭和12年4月1日に同社に入社し、20年10月30日まで勤務していたことが確認できる。

しかしながら、申立期間は、労働者年金保険法（昭和16年法律第60号）の適用期間であり、同法では筋肉労働者の男子工員のみが被保険者とされることから、B社から提出された退職者索引には、職名欄には「職員」、学歴欄には「中」及び「甲」の印が記載されており、当時、職員と労働者を区別するため、職員については「甲」、労働者については「乙」と記載して届け出ることが健康保険法で定められていたことを踏まえると、申立人は、申立期間において、筋肉労働者でなかったと考えられることから、この期間は労働者年金保険の被保険者でなかったものと認められる。

また、B社が保管している健康保険厚生年金保険被保険者台帳の標準報酬等級並に適用年月日の欄には、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得したことが確認でき、それ以前に申立人が同社で被保険者資格を取得した記載は見当たらない。

さらに、B社に係る厚生年金保険被保険者台帳索引簿によると、資格取得年月日は、昭和19年6月1日と記載されている上、同索引簿の備考欄には改印が記載されているところ、これについて、日本年金機構C事務センターは、「改印は、昭和19年10月1日から保険料が徴収される被保険者であることを示す。」と回答していることから、同年6月1日から同年10月1日までの期間は、厚生年金保険被保険者として保険料の徴収は行われていない期間である。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月21日から48年9月1日まで

昭和21年にA社(現在は、B社)に入社し、51年2月に退職するまで継続勤務したが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。申立期間は、同社で勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻は、申立人がA社に昭和51年2月まで継続して勤務していたと主張している。

しかしながら、B社は、「当社が保管している被保険者名簿では、申立人は昭和46年11月21日にA社C工場で被保険者の資格を喪失し、48年9月1日にD社(現在は、E社)で被保険者資格を取得しており、この間に当社の関連グループ企業を含めて被保険者であったという記録は無い。」と回答している。

また、申立人の妻から提出された、D社から社名変更したF社(現在は、E社)が、昭和51年2月17日に発行した退職証明書により、申立人は48年9月1日に入社し、51年2月15日に退職したことが確認できる。

さらに、A社C工場及びD社に係る厚生年金保険被保険者原票はオンラインの記録と一致しており、申立期間に申立人の名前は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。